

阿見町地域福祉計画

第3次計画

令和3年度～令和7年度

概要版



令和3年3月

阿見町

1 地域福祉ってなに？



近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯[※]や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りではとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。



2 「自助・共助・公助」ってなに？



地域福祉の推進にあたっては、「**自助・共助・公助**」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「**自助**」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「**共助**」が求められます。一方、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「**公助**」が行政の役割です。



自助

町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



共助

隣近所・地域のみんなでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合うこと。
- 地域活動の情報を発信し、支え合うこと



公助

行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
- 地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。

[※] 8050 問題：80 歳代の親と 50 歳代の子どもを組み合わせによる生活問題。

3 地域福祉計画ってどんな計画？



「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、**地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画**です。

本計画の期間は、**令和3年度から令和7年度までの5年間**とします。

4 計画の基本理念と体系



第3次計画においては、本町の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、「**一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ**」を掲げます。

基本理念

一人ひとりが地域の担い手

ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ



5 さまざまな施策に取り組んでいきます！！



基本目標 1 地域の支え合い、助け合いを推進する

具体的な施策 1 地域福祉の意識の醸成

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 広報・啓発活動の充実

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 福祉に対する理解を深めましょう
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう
- 行政区や地域の活動に協力しましょう



具体的な施策 2 地域でのふれあい、交流の場づくり

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 世代間交流の推進 (2) 地域での交流活動の推進

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的に行いましょう
- 行政区・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加しましょう
- お祭りなどの地区行事に参加しましょう
- 積極的に声掛けをして、イベントなどへの参加を促しましょう
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう



具体的な施策 3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり
(3) 地域活動やボランティア活動への支援 (4) 地域活動組織の活性化
(5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう



基本目標 2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

具体的な施策 1 包括的な支援体制の充実

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 地域における身近な相談支援体制の充実
- (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう



具体的な施策 2 保健・福祉サービスの充実

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実
- (3) 健康で活気のある地域づくり

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 回覧板や広報紙などに目を通すようにしましょう
- 身近な地域の情報発信（口コミ、インターネットなど）に努めましょう
- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう



具体的な施策 3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】

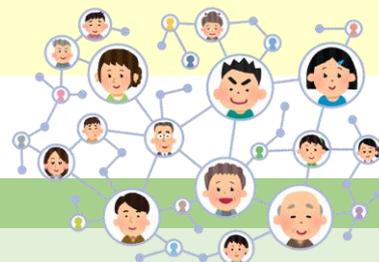
●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進
- (2) 中核機関の設置運営
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう



具体的な施策 4 地域福祉のネットワークづくり

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 民生委員児童委員活動の支援
- (2) 社会福祉協議会との連携強化
- (3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

具体的な施策1 防災・防犯体制の充実

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 災害時における地域防災体制づくり (2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- (3) 地域で取り組む防犯体制づくり

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう
- 防災グッズや食料・飲料水を準備しましょう
- 防災訓練に参加しましょう
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 日頃から防犯意識を高めましょう



具体的な施策2 暮らしやすい生活環境の充実

●行政が取り組むこと

【施策の方向性】

- (1) 快適に暮らせる環境づくり (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

●町民や地域のみなさんに期待すること

- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう
- 高齢者や障害者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう

6 進行管理します！



本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で (Check)、その後の取組を改善する (Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。



7 目標に向けて取り組みます！



本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、町民、地域、事業所、町の連携・協力により達成するものです。

目標数値	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	出典
①福祉への関心度を高める (福祉への関心で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合)	75.6%	85.0%	アンケート調査
②阿見町の保健福祉施策の満足度を高める (阿見町の保健福祉施策の満足度で「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合)	59.4%	70.0%	アンケート調査
③福祉サービスの情報入手度を高める (福祉サービスの入手状況で「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合)	34.2%	40.0%	アンケート調査
④地域予算制度に基づく地域づくり会議の設置数	2 地域	8 地域	町民活動課
⑤地域子ども食堂の開設箇所	1 箇所	7 箇所	社会福祉課 子ども家庭課
⑥ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置	—	設置済	関係各課
⑦権利擁護に関する普及のための周知回数	講演会 1 回	広報 3 回 講演会 2 回	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
⑧成年後見制度に関する相談や成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発、さらに全体のコーディネートを行う中核的な役割を担う成年後見サポートセンターの設立	—	設立済	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
⑨地域防災活動の充実（地区防災計画、避難計画）作成	24 行政区	55 行政区	防災危機管理課



～阿見町の活動紹介～ こんなことに取り組んでいます！！

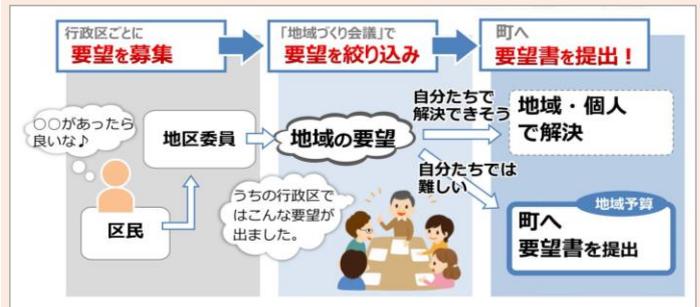
ふれあい・いきいきサロン事業

ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営に関する相談、助成金などの支援を行うことにより、地域住民の交流を図ります。



地域予算制度

地域からの予算要望を町に提出するしくみの過程で、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行うことにより、地域のことを考える自治意識の促進を図ります。



自主防災組織育成事業

地域防災計画に基づく「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を有する町内の有志「防災アドバイザー」と協力し、各自主防災組織が作成する地区防災計画の作成支援を行います。



公共交通対策事業

阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】の運行により、車を運転しない人や、交通手段に不便をきたしている人の移動利便性の向上に努めます。



阿見町地域福祉計画 第3次計画【概要版】

発行年月 令和3年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL 029-888-1111 (代表) FAX 029-887-9560

URL <http://www.town.ami.lg.jp/>